

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 13	[略]				1 ～ 13	[略]			
	地方税に係る事務に関する証明書の交付	(1) 特別区税等の納税に関する証明書の交付手数料	1件につき 300円	交付のとき。		地方税に係る事務に関する証明書の交付	(1) 特別区民税・都民税・森林環境税納税証明書交付手数料	1件につき 300円	交付のとき。
		(2) 特別区税等の課税又は非課税に関する証明書交付手数料	1件につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、1件につき200円とする。				(2) 特別区民税・都民税・森林環境税課税証明書交付手数料	1件につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、1件につき200円とする。	
14					14		(3) 特別区民税・都民税・森林環境税非課税証明書交付手数料	1件につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、1件につき200円とする。	
							(4) 軽自動車税納税証明書交付手数料	1件につき 300円	
15 ～ 26	[略]				15 ～ 26	[略]			
備考 1～4 [略] 2・3 [略]					備考 1～4 [略] 2・3 [略]				

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(墨田区手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例（令和7年墨田区条例第29号）の一部を次のように改正する。

付則に1項を加える改正規定中「、特別区民税・都民税・森林環境税課税証明書及び特別区民税・都民税・森林環境税非課税証明書」を「及び特別区税等の課税又は非課税に関する証明書」に改める。